

# 持込検査を受検される方へお知らせ

平成30年4月2日より

検査票とOCRシートの走行距離欄の記載をしないでください。

自動車検査票 1 (様式1)

個人自動車技術総合機構 関東検査部 事務所

検査・手続検査 車台番号

走行距離計表示値

走行距離

記載しない

\*軽自動車とは取扱いが異なります。

新しい車検証の交付を受けたら...

自動車検査証の備考欄に記載されている走行距離と受検車両の表示値に相違がないかをご確認ください。

※走行距離計表示値に相違が確認された場合はお帰りになる前にお申し出ください。  
自動車検査証の走行距離を訂正する際は、機構での現車確認が原則となります。

中国運輸局山口運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構中国検査部山口事務所